

「南丹市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」 の概要と策定について

1. 策定の趣旨

南丹市においては、平成30年3月に「南丹市障害者計画」、令和3年3月には「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、基本理念を「障がいのある人もない人もともに安心して暮らせる地域共生社会のまち南丹市」として、様々な障害者施策を推進してきました。

これらの「南丹市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」が、令和5年度に計画期間が満了となることから、「南丹市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定するものです。

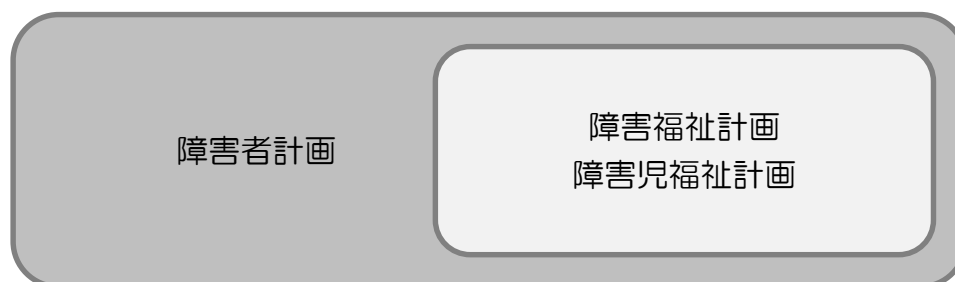
2. 計画における「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」

「障害者計画」は、「障害者基本法」に基づく市町村計画で、障害者のための施策に関する基本的な事項について定めるものです。

「障害福祉計画」は、「障害者総合支援法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害福祉サービス等の必要量や確保の方策等について定めるものです。

「障害児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づく市町村計画で、同法で定める障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保等について定めるものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障害者のための施策に関する基本的事項を定める	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める	障害児通所支援・相談支援の提供体制確保等について定める



3. 計画期間

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
南丹市障害者計画						南丹市障害者計画					
第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画		第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画					

4. 障害者に関する法律や制度の動向

障害者に関する法律や制度は、その充実とともに、めまぐるしく変化しており、計画策定においては、以下の法改正等がその計画内容に大きく影響します。本計画は、国及び県の動向等をふまえ策定します。なお、次期障害福祉計画等の国の方針は、令和5年4月頃に示される予定です。

障害者を取り巻く制度的状況変化

- H23 ◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行
- H24 ◇障害者虐待防止法の施行
- H25 ◇障害者総合支援法の施行
 - ◇障害者優先調達推進法の施行
 - ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行
- H26 ◇障害者権利条約の批准
 - ◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
- H28 ◇障害者差別解消法の施行
 - ◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行
 - ◇成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行
- H30 ◇児童福祉法の一部を改正する法律の施行
 - ◇障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行
- R5 ◇障害者総合支援法の一部を改正する法律の施行
 - ◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行

基本指針の見直しのポイント ※前回策定時の内容

1. 地域における生活の維持及び継続の推進
2. 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 就労定着に向けた支援
4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
5. 地域共生社会の実現に向けた取組
6. 発達障害者支援の一層の充実
7. その他の見直しとその詳細（一部抜粋）
 - ◎ 障害を理由とする差別の解消の推進 ◎ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
 - ◎ 難病患者への一層の周知 ◎ 情報公表制度による質の向上
 - ◎ 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方 ◎ 障害福祉人材の確保
 - ◎ 利用者の安全確保に向けた取組や利用者や事業所における研修等の充実
 - ◎ 障害者の芸術文化活動支援

成果目標に関する事項 ※前回策定時の内容

- ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- ② 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 地域生活支援拠点等の整備
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等
- ⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

5. 今後のスケジュール（予定）

	令和5年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課題の把握	→											
計画書策定	→											
庁内関係課ヒアリング	■	■	■									
障害福祉サービスの見込み量推計		■	■	■	■	■	■					
計画骨子案の作成・内容協議		■	■	報告								
計画素案の作成・内容協議				■	■	■	報告	■	報告			
パブリックコメント										→		
計画全体案としての最終調整・納品										→		納品
自立支援協議会				●			●		●			●

<自立支援協議会開催時期・テーマ（予定）>

開催時期		障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
令和5年度 第1回	令和5年 7月	○計画骨子案の内容協議
令和5年度 第2回	令和5年 10月	○計画素案の内容協議
令和5年度 第3回	令和5年 12月	○計画素案の内容協議（パブリックコメントに向けて）
令和5年度 第4回	令和6年 3月	○パブリックコメント結果報告 ○計画案の最終調整・納品